

信心メダル《無原罪の御宿り》と修道会——布教期
在日イエズス会とフランシスコ会を中心に——

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 和博 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000205

信心メダル《無原罪の御宿り》と修道会

——布教期在日イエズス会とフランシスコ会を中心に——

佐々木 和 博

1. はじめに

本稿ではキリスト教で用いられる信心メダル (devotional medal) の図像と修道会の関係について検討を加えて、考察を試みる。信心メダルは現在も使用されているが、本稿で対象とするのは布教期、すなわち1549 (天文8) 年のイエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルの来日から1637~1638 (寛永14~15) 年の天草・島原の乱、あるいは日本における宣教師による宣教活動が終結した1643 (寛永20) 年までである。

この間、複数の修道会が来日して、活動した。まず、上述したイエズス会がインド洋 (ゴア・マカオ) 経由で、しばらくして太平洋 (フィリピン) 経由で、托鉢修道会のフランシスコ会が1593 (文禄2) 年に、ドミニコ会とアウグスチノ会が1602 (慶長7) 年に来日した。来日したイエズス会はポルトガル国王の、托鉢修道会はスペイン国王の支援を受けていた。イエズス会による日本での宣教活動の独占は半世紀ほど続いたが、フランシスコ会の参入によって崩れた。その結果、両修道会を中心とする軋轢・対立が顕著となった。

布教期に見られる代表的な遺物に信心メダルがある。その中に表裏図像の組合せが興味深い大型の縦長楕円形メダル^{註1}がある。それは盛岡市から出土したもので、現在は日本二十六聖人記念館 (長崎市) が所蔵している。表面はフランシスコ会の縄帯で縁取られた《無原罪の御宿り》^{註2}で、裏面は《ラ・ストルタのイグナチオ・デ・ロヨラ》である。裏面の図像から、その製作にはイエズス会との関りが考えられる。

以下、盛岡市出土の大型メダル (以下、盛岡大メダルと略称) の表裏図像の組合せの検討を

手掛かりにして、日本におけるイエズス会とフランシスコ会を中心とする托鉢修道会との軋轢・対立の根源的な要因の把握を試みてみたい。

2. 盛岡大メダル《無原罪の御宿り》／ラ・ストルタのイグナチオ・デ・ロヨラ》 (第1図)

盛岡大メダルは、吉川保正 (吉川1953)、トーマス・インモース (インモース1957)、柳谷武夫 (柳谷1959) によってすでに紹介され、考察が加えられている^{註3}。ここでは、三氏による記述を中心にしつつ、その後の知見も随時加えて基本事項をまとめ、つぎに表裏の図像の特徴について記し、盛岡大メダルに関する基礎的な情報を把握することにしたい。

1) 基本事項

つぎの8項目 (出土地・出土年、形状、図像・銘、類例、年代、製作地) について記述する。

(1) 出土地・出土年

出土地は「盛岡の東郊大葛の畑」(吉川)、「盛岡市大葛の中津川彎曲地」(インモース、柳谷)、「岩手県岩手郡米内村大葛の畑の中」(柳谷)とあり、記述に一致しない部分がある。まず大葛の所在であるが、それは盛岡市であり米内村ではない^{註4}。つぎに出土地に関わる河川であるが、大葛地区を流れているのは中津川ではなく大葛川である^{註5}。以上のことから、出土地は盛岡市浅岸字下大葛および上大葛で、ここはJR盛岡駅から直線距離で東方8~9 kmに位置する。

出土年ははっきりしない。吉川は1953 (昭和28) 年発行の『奥羽史談』第3巻第3号に「数年前」、インモースは1957 (昭和32) 年2月25



第1図 盛岡市出土の大型メダル 長径75mm×短径58mm 日本二十六聖人記念館所蔵



第2図 天草市の伝世大型メダル 本体の長径80mm×短径61mm 天草市立天草キリシタン館所蔵

日付の『岩手日報』に「約六年前」、柳谷は1959(昭和34)年発行の『キリシタン研究』第5輯に「約七年前」とそれぞれ記している。これらに基づけば、出土年は1947年頃～1952年頃となるが、発行が最も早い吉川の記述が真実に近い可能性が高いと考えられる。

(2) 形状

青銅製の楕円形で、表面の左下部に小亀裂が一箇所、中央部には尖ったもの打ち込んだ痕跡があり、頂部の鑲は欠損している(柳谷)。寸法は丈(長径)75mm、巾(短径)58mm、厚2mmである(吉川)。

(3) 図像・銘

表面は《無原罪の御宿り》で、アーモンド形光背(aureole)に包まれ、頭には7星の冠をめぐらし、足下には弦月が見られる(柳谷)。この図像は『新約聖書』の「ヨハネの黙示録」第12章第1節の「また大いなる徴、顕れたり。其足の下に月ありて、頭には十二の星の冠あり」の記述に、7星である点を除いて一致している(インモース)。

銘は周縁に見られ、一部に不明字や欠字も認められるが「TOTA PVLCHRA ES AMICA MEA ET MACVLA (NON ES) T IN TE」(わがともよ、汝はことごとくうるわしくて、少しの瑕だになし)と読み、『旧約聖書』「雅歌」第4章第7節からの引用である(柳谷)^{註6}。

なお、銘の内側に沿うように結び目のある縄帯が聖母を圍繞している。先端を上に向け、左右に各3個の棗実状の結び目を配している。

裏面の左下に、地に跪き手を合わせ、顔を斜め上方に向けて祈るイグナチオ・デ・ロヨラ(以下、イグナチオという)の姿が、その右側の地上には旅行帽が表されている。右上には全身を雲に包まれた十字架を担ぐキリストの姿が見える(柳谷)。

銘は一部に不詳箇所や欠字があるが、「EGO VO(BIS) ROMAЕ PROPITIVS ERO」(我、ローマにおいて汝等に恵みを示さん)と読める(柳谷)^{註7}。

この図像は、1537年秋、教皇に新修道会の設立請願をするために、最初の同志と共に初めて

ローマに赴いた折り、ローマ郊外数マイルにある小村落ラ・ストルタの教会で祈りをささげている最中にキリストの出現を見た場面を表現している。銘はその時、キリストがイグナチオ等に約束したことである(インモース)。なお、上述の「最初の同志」とはディエゴ・ライネスとピエール・ファールである(柳谷)。

(4) 類例

柳谷は表面の《無原罪の御宿り》の類例として東京国立博物館所蔵の6点(有銘1点、無銘5点)を挙げているが、表裏に図像があり有銘であるのは列品番号C709のみである(東京国立博物館編2001)。C709は《無原罪の御宿り/ピエタ》であり、周囲の破損が顕著で、銘の欠損・不明箇所も多い。ただC709の《無原罪の御宿り》は盛岡大メダルと同型でないことは確認できる。その根拠の一つとして、聖母像を取り巻く縄帯の先端の形状が異なることが挙げられる。

表裏の図像および銘が同型によるものを天草市立天草キリシタン館で所蔵している(以下、天草大メダルと略称、第2図)。これは同市河浦町崎津の潜伏キリシタン信者宅で信仰されていたものである。錫と鉛の合金で、メダルは鈕・突起^{註8}を含めると86mm×71mm(平田2021)、本体だけだと長径80mm×短径61mm^{註9}である。この数値は盛岡大メダルよりもわずかに大きい。

同型ではないが、《無原罪の御宿り》が酷似し^{註10}、銘文が同じメダルがスペインに2点ある。1点はラサロ・ガルディアノ美術館所蔵で、反対面は《十字架のキリスト》である。楕円形で頂部に鈕、左右と下に突起がある。鈕および突起を含む縦全長は9.5cmである^{註11}。もう1点は個人蔵で、メダル本体の寸法は縦75mm×横52mmである(Varona2008,p.324^{註12})。

(5) 年代

製作年代は、イグナチオに光輪(nimbus)が認められないので列聖以前、すなわち1622年以前と考えられる(柳谷、インモース)。このことは東京国立博物館のC709が16世紀後期～17世紀初期(東京国立博物館編2001)、ラサロ・

ガルディアノ美術館の Inventario01883が1600年～1625年かとされていることと矛盾しない。また、ヴァローナは17世紀のメダルとしている (Varona, p.686)。なお、類似する《無原罪の御宿り》はシリーズで製作された鈕付き方形・円形プラケットにも認められる。そのシリーズの中に《聖ヒュアキントゥス》も含まれており、その列聖が1594年であることから、シリーズとして製作されたのは16世紀末以降と考えられる^{註13}。

上述したことを踏まえると、年代は16世紀末～1622年の間に求めることができる。

(6) 製作地

柳谷はヨーロッパ製か日本で作られた模造品か確かではないとする。しかし、その後に確認された同型で作られたと考えられる天草大メダルとその図像の鋳上がり状態を比較すると、天草大メダルが盛岡大メダルよりも細部までしっかりと表現されている (第1・2図) ことから、鋳造時期は相対的に天草大メダルが早く、盛岡大メダルがそれよりも遅れると判断できる。

天草大メダルは錫と鉛の合金 (錫65.3%、鉛33.9%) で鉛同位体比の測定結果から、原料は中国華南産か朝鮮半島産で、日本で製作された可能性が高いことが指摘されている (魯2011)。このことを踏まえれば、盛岡大メダルも日本で製作されたと考えることができよう。

2) 《無原罪の御宿り》の図像的特徴

「無原罪の御宿り」(羅語: Conceptio Immaculata、英語: Immaculate Conception、西語: Immaculada Concepción) はカトリック神学用語で、聖母マリアが母アンナに懐胎された瞬間から原罪の穢れを免れていたということを意味する。『新約聖書』外典には天使によってアンナの懐妊が、また妻のもとを離れて牧野にいた夫ヨアキムにも天使によってそれが知らされたとある。このことから「無原罪の御宿り」と「受胎告知」は混同されがちであるが、前者は「アンナの懐胎」で、後者はマリアがキリストを宿したことを天使によって告げられたこと、すなわち「マリアの懐胎」の告知である。

ここでは、まず絵画を中心にして《無原罪の御宿り》の成立過程・類型・結び目のある縄帯について見、つぎに上記の事項を踏まえて信心メダルにおける《無原罪の御宿り》の様相を把握することにしたい。

(1) 絵画にみる《無原罪の御宿り》

① 成立過程の概観

成立過程については、早く矢崎美盛が平易に論じているので、主にそれによって概観することにしたい (矢崎1953、岩波書店編集部編1954^{註14})。

「無原罪の御宿り」の祝祭の起源は東方にあり、通俗信仰として始まったようで、7世紀頃にはその痕跡が認められる。10世紀頃には西方諸国でもその祝祭が行われ、11世紀頃からは神学的な教義まで強化されつつあったようである。

抽象的な信仰である「無原罪の御宿り」を美術的に表現することは難しく、中世から近世にかけて描かれた《アンナへのお告げ》《金門の出会い》《聖アンナ三代》《聖親族》はそれを暗示したものである。「無原罪の御宿り」の祝祭図として、先ず《アンナへのお告げ》を用い、さらにわかりやすくするためにアンナとヨアキムの《金門の出会い》が広く採用された。これらとは別の発想で、12世紀から15世紀には親子関係にあるキリスト・マリア・アンナを同一画面に描く《聖アンナ三代》やマリアあるいはアンナの全親類を一画面に描いた《聖親族》が見られた。しかし、これらは「無原罪の御宿り」信仰の間接的な表現であり、一見しただけでは理解しがたいものであった。

14世紀末から15世紀になると具体的・直感的に《無原罪の御宿り》とわかるように天上から地上に下降する一人の女性を描くようになり、16世紀まで続く。ただ地上から天上に向かう《聖母被昇天》と紛らわしいので、それと区別するために4種の補助手段が付加された。

第1種は言語的手段で、画面に文字を書いた巻物やリボンなどを描き込むものである。

第2種は直接象徴的手段で、この女性がさまざまな象徴を用いて「永遠の女性」あることを示すことである。ここで重要なのは『旧約聖書』

は『新約聖書』を予言・予想しているという予型的解釈である。この解釈によれば『旧約聖書』中で美しい女性・すぐれた女性・永遠の女性として語られる女性は『新約聖書』の聖母マリアを予言的に指し示していることになる。たとえば、既述した『旧約聖書』雅歌第4章第7節や同第6章10節に「月のように美しい、太陽のように明るい」シラムの女はマリアの予型である。同様に形容された『新約聖書』の「ヨハネの黙示録」第12章第1節の「黙示録の女」もマリアと解されている。

第3種は間接象徴手段で、マリアによる原罪の打破—例えば蛇(=罪)を踏みつける—を描くことで無原罪を際立たせるというものである。

第4種は「無原罪の御宿り」信仰を積極的に主張・促進した神学者・教皇・司教などが、このことについて討論すなわち宗論をしている光景を描き込むというものである。

17世紀に入ると《無原罪の御宿り》に前述の第1種と第4種は見られなくなり、単純で直截的な表現にする傾向が認められるものの、第2種と第3種は不可欠な象徴として描き込まれる。スペインのムリーリョ(1617~1682)は《無原罪の御宿り》の絵画の完成者といわれ、25回あるいは30回も描いたとされる^{註15}。

以上が《無原罪の御宿り》の成立過程の概略であるが、間接的な表現から具体的・直接的な表現へと漸移的に変遷していることがわかる。

②《無原罪の御宿り》の2類型

盛岡大メダルの年代は16世紀末~1622年の間に求められることから、ここではスペインの画家フランシスコ・パチェーコ(1564~1644)の『絵画芸術』(スペイン・ラテンアメリカ美術史研究会編・訳2019、以下AHAEL編・訳と略記し、頁を記す)によって、17世紀前半を中心とする《無原罪の御宿り》の様相について見ることにしたい。

『絵画芸術』はパチェーコの死後の1649年にセビリアで刊行されたが、1641年には脱稿していた(AHAEL編・訳2頁)。第1~3書で構成され、《無原罪の御宿り》についての記述は第3書11~16章の「図像についての補則

(Adiciones a algunas Imágenes)」(通称「図像編」)の11章第7項目に「聖母マリアのいと汚れなき〔無原罪の〕御宿り図像」として見られる。「図像編」の執筆は1634年から1638年と考えられる(AHAEL編・訳96頁)。

パチェーコの《無原罪の御宿り》に関する記述はつぎのとおりである(AHAEL編・訳113~116頁)。まず《無原罪の御宿り》図像には二つの類型があることを指摘する。すなわち「幼児イエスを腕に抱く図像」(本稿ではこれを第I類とする)と「幼児イエスの描かれない図像」(同じく第II類とする)で、パチェーコは第II類に同意する。その第II類については「両手を合わせ、太陽に包まれ、星を冠し、足下には月を踏まえ、腰にはフランチェスコの縄帯を巡らせている」と詳述している。これはパチェーコが追従する図像で「聖ヨハネがすべての徴とともに天空に見たという神秘的な女性から採ったもので」、「ヨハネの黙示録」第12章第1節に即したものである。

聖母は「12歳か13歳のうら若き年頃にして、麗しい乙女で、愛らしく厳粛な瞳、非の打ち所なき鼻と口、ばら色の頬、長く伸びた黄金色の美しい髪」で、絵筆が成しうる最高の姿で描かなければならないとする。また聖母は肉体と魂の美しさを併せ持ち、「雅歌」第4章第7節の言葉が添えられる。

聖母の着衣は「白いチュニカと青いマントとしなければならない」とする。これはドニーヤ・ベアトリス・デ・シルバ(1424頃~1492)が幻視した聖母の着衣に拠る。この聖母は「オーカー色と白色の楕円形の太陽をまとい」、頭上には等間隔に並ぶ12個の「星を冠し」ている。

最後に「以上のことすべてについては、画家たちの裁量で改善してもらいたい」と記し、これが「補則」であることを示しているが、図像制作の指針として大きな役割を果たしたことは否めない。

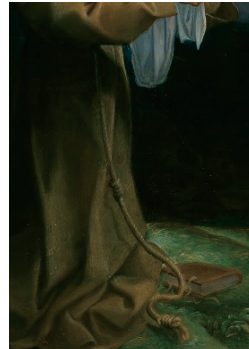
本稿との関係で特に注目したいのは《無原罪の御宿り》に「幼児イエスを腕に抱く図像」と「幼児イエスの描かれない図像」の2類型があ



1. 結び目2個 制作：1585年



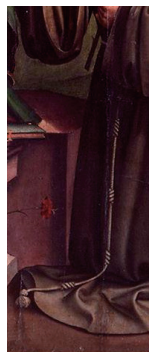
2. 結び目2個 制作：1602年頃



3. 結び目3個 制作：1595～1598年



4. 結び目3個（左）と4個（右）制作：1500年頃



5. 結び目5個 制作：1315～1320年



6. 結び目6個 制作：1584年



1. 《聖痕を受ける聖フランシスコ》アグスティーノ・カラッチ作 クリーブランド美術館所蔵（米）
2. 《聖フランシスコの幻視》ルドヴィコ・カラッチ作 シカゴ美術館所蔵（米）
3. 《聖アンデレと聖フランシスコ》エル・グレコ作 プラド美術館所蔵（西）©Museo Nacional del Prado
4. 《聖母子とアッシジの聖フランシスコとパドヴァの聖アントニウス》フランチェスコ・ライボリーニ・デット・フランシア作 ウフィツィ美術館所蔵（伊）
5. 《十字架像》ウゴリーノ・ダ・シエナ作 メトロポリタン美術館所蔵（米）
6. 《キリストの聖痕を受けるアッシジの聖フランシスコ》ヒエロニムス・ヴィリクス作（マルテン・デ・フォスに拠る）アムステルダム国立美術館所蔵（蘭）

第3図 14～17世紀の絵画に見るフランシスコ会の縄帯の結び目数



《無原罪の御宿りを讃えるフランシスコ会の寓意》ペーテル・パウル・ルーベンス作 1631~1632年
フィラデルフィア美術館所蔵（米）

第4図 絵画作品の縁取りとして描かれたフランシスコ会の縄帯

ることを指摘している点である。

③結び目のある縄帯

盛岡大メダルの銘の内側に沿い、聖母を圍繞する結び目のある縄帯が表現されている。この縄帯はその特徴からパッチェコが指摘する「聖フランチェスコの縄帯」(AHAEL編・訳113頁)とすることができよう。

フランシスコ会の修道服は「褐色か灰色」でその縄帯の「特徴的な3つの結び目は、清貧・童貞・服従の3つの宗教的誓願を表す」とされている(ホール1988)。しかし、結び目数についてはバリエーションがあるようである。アリゾナ大学ヒスパニック調査センターの「The Knots of the Franciscan Cord (フランシスコ会の縄帯の結び目)」によれば、結び目は1~

5個で、男子修道会(第一会)は上記の誓願の象徴として結び目3個を、クララ女子修道会(第二会)は、原則として修道院を離れないという「囲いの誓願」を加えて結び目4個を、在世フランシスコ会(第三会)は、悔悛と放下を加えて結び目5個をそれぞれ用いるという^{註16}。

しかし、14~17世紀の絵画を中心に結び目数を調べたところ、確かに3個が最も多いが、2~6個の例も確認できた。しかも、上記のような第一会から第三会までの区別は見られない。このことはアッジジの聖フランシスコを描いた作品の中にも結び目2~6個の縄帯が描かれていることでも明らかである(第3図)。したがって美術作品においては、結び目の数はそれほど厳密なものとは捉えられていなかったと理解できよう。

さらにフランシスコ会の縄帯は腰帯そのものではなく絵画作品の縁取りとして描かれることがある。ピーター・パウル・ルーベンス(1577~1640)の《無原罪の御宿りを讃えるフランシスコ会の寓意》には7個以上の結び目が描かれている(第4図)。この場合、結び目数は意識されることなく、むしろ結び目のある縄であることでフランシスコ会との関係を示唆する意図があったのであろう。信心メダル《無原罪の御宿り》に見られるフランシスコ会の縄帯もメダル周縁に配され、主題を圍繞している点ではルーベンスの作品に通じるものがあり、縁飾りとして配され、フランシスコ会との関係を示唆



1. 13世紀? 38.4mm×30mm
鉛合金、ローマ製



2. 13/15世紀 42mm、鉛合金、
フランス北部で発見



3. 1500年頃 43mm×48mm、鉛合金、
スペイン製

1~3: 大英博物館所蔵 © The Trustees of the British Museum

第5図 13~15世紀の巡礼バッチ

したものと考えられよう。

(2) 信心メダル《無原罪の御宿り》

①信心メダルの起源

信心メダルの起源の一つと考えられるのが巡礼バッチである。巡礼バッチは錫や鉛の貧金属製の片面レリーフの鑄造品で、方形・多角形・アーモンド形などを呈し、その縁辺に衣服や帽子などに縫い付けるための小さな突起（西語：piolino）を有するものがある（第5図）。この巡礼バッチは16世紀後半に信心メダルに主役の座を譲ることになる（Varona pp.14-20）。信心メダルに見られる小突起は巡礼バッチの突起の痕跡器官（rudiment）と見なすことができる。

②信心メダル《無原罪の御宿り》の類型と特徴

信心メダルの出現は16世紀後半である^{註17}。それ故、そこに用いられる《無原罪の御宿り》はパチューコの2類型、すなわち第I類の「幼児イエスを腕に抱く図像」と第II類の「幼児イエスの描かれぬ図像」ということになる。なお、第I類は立像（第I類a）と座像・半身像（第I類b）に細分できる。

また、信心メダル《無原罪の御宿り》に特徴的に見られるのが聖母を圍繞するフランシスコ会の縄帯である。縄帯は両端を表すものや結び目がないものがあり、結び目数は6個が多いものの一定ではない。結び目数が一定ではないことは、既述した絵画作品（第3図）で2～6個見られること関連すると考えられる。さらに、ルーベンスの作品（第4図）からフランシスコ会の縄帯は絵画作品の縁取りとして描かれることもあったことが確認できた。これは宗教的要素だけではなく、図像構成要素の一つとしても描かれたと理解できよう。これらのことから、信心メダル《無原罪の御宿り》に見られるフランシスコ会の縄帯はフランシスコ会という修道会との関係を保ちつつ、一方でその枠を越えて、この図像の一要素となったと考えることができるのではないだろうか。

③《無原罪の御宿り》第I類の事例

信心メダル《無原罪の御宿り》は、第II類が圧倒的に多く、盛岡大メダルもこの類に属する。第II類に比べてI類は少数であるので、こ

こでは好例を1点ずつ挙げておきたい。第I類aは個人蔵で、本体は23.5mm×18.2mmの楕円形で、鈕と3個の突起が付き、反対面は《救世主》である（第1表A-4）。この《無原罪の御宿り》と類似するメダルを北アイルランドのアルスター博物館が所蔵している。同館所蔵のメダルは無敵艦隊の一隻で1588年に沈没したトリニダート・バレンセラ号から引き揚げられたものであることから、この図像のメダルは1588年以前に製作されていたことがわかる。

第I類bは周縁に銘がある円形メダルで、個人所蔵である（第1表B-7）。直径25.1mmの円形で鉛製である。鈕は欠損している。左脇に幼子キリストを抱いた聖母像を結び目4個のフランシスコ会の縄帯が圍繞する。その外側、縄帯に沿って「MARIA CONCETIO INMACULATA」と読める銘がある。反対面にはモノグラムHISとそれを圍繞するフランシスコ会の縄帯が見られる。年代は16世紀とされている。

3) 《ラ・ストルタのイグナチオ・デ・ロヨラ》の図像的特徴

これはイグナチオが1537年11月にバチカンから北西約10kmあるラ・ストルタの小聖堂で体験した「ラ・ストルタのビジョン（visión de La Storta）」と呼ばれる幻視体験を図像にしたものである。イグナチオはこの体験をその直後に、同行したライネスとファーブルに詳しく語った。ライネスは1559年、ローマでのイエズス会会員向けの訓話でイグナチオが「肩に十字架を担われたキリストがわたしに現われ」たことを語った。この時、父なる神がイグナチオの心に刻み込んだ言葉がメダルの銘にある「EGO VO(BIS) ROMAE PROPITIVS ERO」（我、ローマにおいて汝等に恵みを示さん）である（イグナチオ2000）。

同主題で17世紀のメダルは1例確認できる^{註18}。本体は長径40mm×短径32.5mmの楕円形の青銅製で、鈕が付く。銘は「S・IGNAT・LOYOLA S・I・」とある。「S」は羅語Sanctus（聖人）を意味するから、イグナチオの列聖後の製作である。図像にも光輪が表現さ

第1表 《無原罪の御宿り》の諸要素を有する16・17世紀の《聖母子像》信心メダル

○：断定可 △：断定保留 ×：なし

A：聖母立像（第I類a）

要素 由来 / 所蔵		形態	太陽	三日月	星	冠	OFMの 縄帯	組む画像	情報源	備考
1	島原旧教徒からの没収品 / 神戸市博	円形	○	△	△	△	○	ヴェロニカの布	大分歴博2015、81頁	第7図 A-3に画像類似
2	茨木市千提寺 / 個人	円形	○	△	×	×	○	キリストの磔刑	大分歴博2015、63頁	
3	一 / 個人	円形	○	△	△	△	○	ヴェロニカの布	CyM1	
4	一 / 個人	楕円形	○	○	○	×	○	救世主	CyM2	
5	一 / 個人	円形	○	○	×	×	○	キリストの磔刑	CyM3	聖母に光輪
6	一 / 個人	楕円形	○	○	×	×	○	聖痕を受ける聖フランシスコ	CyM4	聖母子に光輪
7	一 / 個人	楕円形	○	○	○	×	×	天使聖体礼拝図	CyM5	外縁に銘（Ⅳ）

B：聖母座像・半身像（第I類b）

要素 由来 / 所蔵		形態	太陽	三日月	星	冠	OFMの 縄帯	組む画像	情報源	備考
1	中世大友府内町跡出土 / 大分埋文	円形	○	○	○	○	○	ヴェロニカの布	大分歴博2015、22頁	第9図 B-5に画像酷似
2	一 / 個人	円形	○	○	×	○	○	HIS + 釘	CyM6	
3	一 / 個人	円形	○	○	○	○	○	IHS	CyM7	外縁に銘（Ⅰ）
4	一 / 個人	円形	○	○	○	○	×	聖痕を受ける聖フランシスコ	CyM8	外縁に銘（Ⅱ）
5	一 / 個人	円形	○	○	○	○	○	ヴェロニカの布	CyM9	B-1に画像酷似
6	一 / 個人	円形	○	○	×	×	○	キリストの磔刑	CyM10	聖母子に光輪
7	一 / 個人	円形	○	○	○	○	○	IHS	CyM11	外縁に銘（Ⅲ）
8	一 / 個人	円形	○	○	○	○	○	キリストの顔	CyM12	

略称

大分埋文：大分県立埋蔵文化財センター、大分歴博：大分県立歴史博物館、神戸市博：神戸市立博物館、OFM：フランシスコ会、CyM：CRUCES Y MEDALLAS (cruces-medallas.com)

情報源（CyM1～12は2023年8月1日閲覧）

大分県立歴史博物館編 2015『キリスト教王国を夢見た大友宗麟』大分県立歴史博物館

CyM1：<https://www.cruces-medallas.com/t13311-virgen-con-nino-santa-faz-s-xvi-r-m-sxvi-c23?highlight=R+M+SXVI+C23>

CyM2：<https://www.cruces-medallas.com/t14624-salvator-mundi-inmaculada-concepcion-mr836?highlight=MR836>

CyM3：<https://www.cruces-medallas.com/t9338-inmaculada-concepcion-jesucristo-crucificado-mr387-rm-sxvi-c10?highlight=Inmaculada+Concepci%C3%B3n+Jesucristo+crucificado+C10>

CyM4：<https://www.cruces-medallas.com/t10146-san-jeronimo-inmaculada-concepcion-mr441-r-m-sxvi-o22?highlight=R+M+SXVI+O22>

CyM5：<https://www.cruces-medallas.com/t14376-inmaculada-concepcion-santisimo-sacramento-s-xvii?highlight=Inmaculada+Sacramento+s+XVII>

CyM6：<https://www.cruces-medallas.com/t13118-inmaculada-concepcion-ihs-nomina-sacra-mr668-r-m-sxvi-c3>

CyM7：<https://www.cruces-medallas.com/t9055-inmaculada-concepcion-ihs-nomina-sacra-mr371-r-m-sxvi-c8>

CyM8：<https://www.cruces-medallas.com/t4780-inmaculada-concepcion-extasis-de-s-francisco-de-asis-s-xv-xvi-sxvi-c6?highlight=SXVI+C6>

CyM9：<https://www.cruces-medallas.com/t13898-santa-faz-pano-de-la-veronica-inmaculada-concepcion-s-xvi-r-m-sxvi-c27?highlight=Santa+Faz+SXVI+C27>

CyM10：<https://www.cruces-medallas.com/t13117-inmaculada-concepcion-jesucristo-crucificado-r-m-sxvi-c22?highlight=Jesucristo+crucificado+R+M++SXVI+C22>

CyM11：<https://www.cruces-medallas.com/t5699-inmaculada-concepcion-ihs-s-xvi-r-m-sxvi-c7-mr175>

CyM12：<https://www.cruces-medallas.com/t13796-santa-faz-inmaculada-concepcion-mr747-r-m-sxvi-c25?highlight=MR747>

銘

- I. ETVA VIRGO MN [?] IN CONCETCION II. BEATI VIRGO MA[RIA] IN[MACULATA] CO[N]CEPCIO
 III. MARIA CONCETIO INMACULATA IV. M[ARIA] CONCEBIDA SIN P[ECADO] ORIGINAL

れていることから、銘と図像に齟齬はない。さらに「S・I・」は羅語 Societatis Iesu の頭文字であることからイエズス会が製作に関わったことを窺わせる。

このように見てくると、盛岡大メダルの図像的特徴の一つはすでに柳谷、インモースが指摘していることではあるが、イグナチオに光輪が見られないということであろう。

3. 「無原罪の御宿り」とフランシスコ会

信心メダル《無原罪の御宿り》の多くにフランシスコ会の縄帯が見られた。そこで、ここでは「無原罪の御宿り」信仰とフランシスコ会の関係を歴史的に概観し、つぎに信心メダル《無原罪の御宿り》とフランシスコ会との関係ついて見ることにしたい。

1) 「マリアの御宿りの祝日」の普及とその論争

ここでは主に松原典子（松原2009）に拠って見ることにしたい。

東方教会では8世紀末頃から12月8日は「アンの懐胎の祝日」とされ、それが西方教会に「マリアの御宿りの祝日」として広まった。一方で、「無原罪の御宿り」すなわちマリアの無原罪懐胎説に対する神学論争が約500年にわたって続き、それを教義として受入れたのは教皇ピウス9世（在位1846～1878）で、1854年のことであった。

マリアの無原罪懐胎説に反対する代表的な神学者の一人がドミニコ会のトマス・アキナス（1225頃～1274）である。彼は原罪の普遍性—生殖行為による懐胎のため原罪の汚れをもつ—を強調して、マリアは原罪を持ったまま母の胎内に宿り、生まれる前にキリストによって原罪を取り除かれたと説いた。これに対してフランシスコ会の神学者ドゥンス・スコトゥス（1266?～1308）は、マリアは原罪の汚れを受けないように初めから守られていたと考えられると説き、マリアの無原罪懐胎説を擁護した。このようにして論争は続いたが、マリアの無原罪を支持する人々は確実に増えていった。

1477年、フランシスコ会出身の教皇シクストゥス4世（在位1471～1484）は「マリアの無原罪の御宿り」の祝日を承認し、1484年の教皇令でこの教えを述べる者を異端と見做すことを禁じた。トリエント公会議（1545～1563）では原罪の議論にマリアを含めないことを宣言し、シクストゥス4世の教令に従うよう命じるところどまった。17世紀に入ると各国からマリアの無原罪の教えの宣言を求める嘆願書が歴代の教皇に提出されたが、宣言までには至らなかった。

このように見てくると「無原罪の御宿り」信仰を擁護・推進してきた中心的な修道会はフランシスコ会であったといえる。

2) 信心メダル《無原罪の御宿り》とフランシスコ会

パチューコは、教皇レオ10世がフランシスコ会の求めに応じて祝福した信心メダル《無原罪の御宿り》は第Ⅱ類であったと記している（AHAEL編・訳113頁）。しかし、この記述に合致する信心メダルは未確認である。

では現存している信心メダルはどうであろうか。ここでは本稿で取り上げている盛岡大メダルの年代を勘案して、16世紀後半から17世紀前半のフランシスコ会関係図像と組む図像の信心メダルをテレサ・アイマミの集成的な研究（Aymami2014）に基づいてまとめ、その様相を把握することにしたい（第2表）。対象となる信心メダルは47点で、フランシスコ会関係図像に必ず含まれているのがアッシジの聖フランシスコである。ここでは5種の図像が確認できるが、そのうち《聖痕を受けるアッシジの聖フランシスコ》が42点（89.4%）を占め、これが中核をなす図像であることがわかる。またこの42点中28点（66.7%）にフランシスコ会の縄帯が認められることから、この図像との強い結びつきが認められる。

一方、反対面の図像は20種確認できるが、そのうち《無原罪の御宿り》が23点（48.9%）を占める。この23点のうち22点が《聖痕を受けるアッシジの聖フランシスコ》と組み、両図像の結びつきの強さがわかる。

第2表 17世紀前半以前のアッシジの聖フランシスコの図像をもつ信心メダルと反対面の図像

Aymamí, 2014, Recopilacion medallas San Francisco de Asis. Notas iconográficas. に拠り作成

アッシジの聖フランシスコの図像	反対面の図像	点数	縄帯	
			有	無
聖痕を受けるアッシジの聖フランシスコ 42点 (89.4%) 縄帯：有28点、無14点	無原罪の御宿り (第I類b)	2	0	2
	無原罪の御宿り (第II類)	20	18	2
	教皇シクストゥス5世	4	0	4
	世界の救世主	1	0	1
	天使の聖マリア	3	0	3
	聖母被昇天	1	0	1
	カセレスのグアダルーベの聖母	2	0	2
	パドヴァの聖アントニウス	1	0	1
	十字架上のキリストとマグダラのマリア	1	0	1
	聖母子と洗礼者ヨハネ	1	0	1
	聖なる扉	1	0	1
	イエスとマリア	1	0	1
	モンセラットの聖母	1	0	1
	柱上の聖母	1	0	1
	射祷文	1	0	1
IHS	1	0	1	
十字架を持つアッシジの聖フランシスコ 1点 (2.1%) 縄帯：無	教皇シクストゥス5世	1	0	1
アッシジの聖フランシスコとイエスとマリア 1点 (2.1%) 縄帯：無	無原罪の御宿り (第II類)	1	0	1
アッシジの聖フランシスコと聖カルロ・ボッロメオ 2点 (4.3%) 縄帯：無	十字架上のキリスト	1	0	1
	世界の救世主	1	0	1
天使の聖母とアッシジの聖フランシスコ 1点 (2.1%) 縄帯：無	シロロのキリストとロレートの聖母	1	0	1

信心メダル《無原罪の御宿り》に特徴的に認められるのがフランシスコ会の縄帯である。その第II類は21点あるが、18点に縄帯が認められる。一方、第I類bは2点あるが、ともにその縄帯は認められない。ただアイマミが、組み合わせる図像がアッシジの聖フランシスコではないため取り上げていない第I類a・bにはその縄帯が認められるものもある。たとえば16世紀末頃の《救世主》と組む第I類a^{註19}や《聖顔》と組む第I類b^{註20}を挙げることができる。

このように信心メダル図像の《聖痕を受ける

アッシジの聖フランシスコ》と《無原罪の御宿り》に高い頻度でフランシスコ会の縄帯が認められることは、フランシスコ会が「無原罪の御宿り」信仰の擁護・普及をその中心となって牽引してきた修道会であることを反映したものと考えられる。

4. 「無原罪の御宿り」信仰とイエズス会

イエズス会は1534年にイグナチオを中心とする7名によって創設され、1540年に教皇パウロ

3世（在位1534～1549）によって承認された男子修道会で、13世紀に創設されたフランシスコ会やドミニコ会などの托鉢修道会と比べれば歴史的に若い修道会といえる。

ここでは「無原罪の御宿り」信仰とイエズス会の関係を見ることにしたい。まず、創設の中心となったイグナチオと「無原罪の御宿り」信仰を擁護・普及するフランシスコ会、つぎにこの信仰と初期イエズス会士、さらにこの信仰とイエズス会、最後に《無原罪の御宿り》と組むイエズス会関係図像を有する信心メダルについて、それぞれの関係性を見ることにしたい。

1) イグナチオとフランシスコ会

イグナチオが回心する30歳（1521年）までのフランシスコ会との関りをペドロ・デ・レトゥリア（Leturia1957）に拠って見ることにしたい。

イグナチオはバスク地方のギブスコアにあるロヨラ城に生まれ、16歳（1507年）までここで暮らした。1504年に従妹のドニャ・マリア・デ・エンパラン・イ・ロヨラがフランシスコ会第三会に入会し、ここにフランシスコ会の無原罪の御宿り修道院を建てた。イグナチオは1507年から1516年までカスティリアのフェルデナンド王の会計監査院長ドン・ファン・ベラスケ・デ・クエリヤールの小姓となった。ドン・ファンの義母マリア・デ・ゲバラはイグナチオの叔母で、長年、フランシスコ会第三会員として他の女性たちと病院に住み、信心と善行に励み、最終的にクララ会（フランシスコ会第二会）を設立し、ドン・ファン・ベラスケは篤志家としてその創設者となった。イグナチオはこの叔母から十字架と聖母への愛を教え込まれた。

フェルデナンド王の死去を契機にイグナチオは1517年から1521年までナバラ公アントニオ・マンリケ・デ・ララの侍従となった。ナバラ公の家族はカスティリアのカプチン・フランシスコ会と密接な関係にあり、同公はカスティリアの同会を保護し、1523年にブルゴスで開催された同会総会に資金援助をした。

1521年、イグナチオはナバラのバンブローナでのフランス軍との戦いで重症を負いロヨラ城

に送られ、一命をとりとめた。その回復期にキリストと聖人の伝記を読み、回心した。

このように幼少期から青年期のイグナチオの周囲にはフランシスコ会と深く関わる人々が数多くおり、そこからの影響は否定できないと考えられる。

2) 「無原罪の御宿り」信仰と初期イエズス会士

1534年8月15日の聖母の祝日に、イグナチオはパリ大学で学んだ6人とともにモンマルトルにあるサン・ドニ大修道院教会堂で3つの誓いを立てた。それは貞潔と清貧そして3つ目はエルサレムへの巡礼とそこでの奉仕、それが不可能ならば教皇の望むところならばどこにでも行くというものであった。この「モンマルトルの誓い」の7名とはイグナチオ、ピエール・ファール（1506～1546）、フランシスコ・ザビエル（1506～1556）、シモン・ロドリゲス（1510～1579）、ディエゴ・ライネス（1512～1565）、アルフォンソ・サルメロン（1515～1585）、ニコラス・ポバディリヤ（1507/1511～1590）である。

ここではこの7名が「無原罪の御宿り」信仰をどのように捉えていたかをP・デ・レター（Letter1954）に拠って見てみることにしたい。まず、この7人が学んだパリ大学ではマリアの特権を強く支持し、15世紀末の時点でも教師に対して「無原罪の御宿り」を守ることを要求していた。大学のこの姿勢は7人が在学していた当時も変わらなかったことは、1543年にドミニコ会の見解を非難していることからわかる。

この7人は「無原罪の御宿り」の信仰と信心を母校から受け継いだと考えられる。このうち、イグナチオは「無原罪の御宿り」を真の教理と見做し、ファールはこれを崇拜し、ライネスとサルメロンはこの信仰に関する神学活動や著作を遺している。

3) 「無原罪の御宿り」信仰とイエズス会

1545年から1563年まで、中断を含みながらトリエント公会議が開催された。15世紀初頭から推進されてきたカトリック教会刷新運動を背景

に、また16世紀初頭からのプロテスタント改革を契機に開催されたこの公会議はカトリック改革の発端となった。この公会議では「無原罪の御宿り」について肯定も否定もしなかったが、教会の伝統が聖書と同じ教理的権威を持つことを宣言している。これは「無原罪の御宿り」信仰を推進する契機を与えた (Bowman2015)。

イエズス会の「無原罪の御宿り」信仰に対する姿勢が象徴的・典型的に見られるのが、1551年にイグナチオが構想し、1568年に着工して1580年に完成したローマのジェズ教会である。ここには聖母だけのための脇礼拝堂や大理石の壁と床に「無原罪の御宿り」に関連する多くの象嵌作品が見られる (Bowman2015)。さらに明快なのは、1593年の第5回総会で「無原罪の御宿り」を公的教えとして採用したことである (Letter1954)。これらを背景として描かれた作品の一つとしてフランドルのアントニウス・ヴィーリクス3世 (1596~1624) 作・出版^{註21}の《アッシジの聖フランシスコと聖イグナチオ・デ・ロヨラと無原罪の御宿り》(第6図)を挙げる事ができよう。

なお、日本におけるイエズス会と「無原罪の御宿り」の関係を示す事例を二つ挙げておきたい。その一つは永禄11 (1568) 年に大村純忠が建立した教会が無原罪の御宿り (Nuestra Señora de la Concepción) 教会と名付けられたことである。二つ目に『カトリック教理要綱 (Compendium Catholicae Veritatis)』を挙げる事ができる。これは1583年来日し、長崎で没したイエズス会士ペドロ・ゴメス (1535~1600) が天草にあったコレジオ (1591~1597) の神学生のために1590年から1593年にかけて著したものである。この中で原罪は「受胎した瞬間に聖母マリアから消滅、排除された」と解説している (片岡1997)。

4) 信心メダル《無原罪の御宿り》とイエズス会

盛岡大メダル以外に《無原罪の御宿り》と組むイエズス会関係図像を有する17世紀の信心メダルについて、ウェップ・フォーラム Cruces y Medallas (CyM) から情報収集したところ、



《アッシジの聖フランシスコ、聖イグナチオ・デ・ロヨラと無原罪の御宿り》アシュモレアン博物館所蔵 ©Ashmolean Museum, University of Oxford

第6図「無原罪の御宿り」およびフランシスコ会とイエズス会の関係が窺える版画

5例を確認できた (第3表)。Iは福者イグナチオの像であるから、その製作は列福 (1609年) から列聖 (1622年) の間である。これと組む《無原罪の御宿り》は信心メダル図像の典型である。

IIは聖イグナチオと聖フランシスコ・ザビエルの全身立像で、この2人の聖人が組む信心メダルは数多く見られる。この反対面は聖母単身立像でフランシスコ会の縄帯を欠く《無原罪の御宿り》で、両聖人の列聖 (1622年) 以降の製作である。

IIIも上記の聖人2人を表現し、銘は「創設者聖イグナチオ、フランシスコ・ザビエル」と解せる。反対面には下向きの三日月に立つ聖母単身像と「マリアよ、御身はすべて美しく、御身

第3表 17世紀の信心メダル《無原罪の御宿り》と組むイエズス会関係図像

	図像説明	《無原罪の御宿り》説明
I. 福者イグナチオ・デ・ロヨラ (青銅、楕円形、有鈕、有突起、本体21.0×16.9mm) 年代：1,609年(列福)～1622年(列聖) 情報源：CyM I	十字架像の祭壇前で祈るイエズス会修道服を着た福者イグナチオの左向き半身像。輝く光輪に覆われる。銘：B[E A T V S] I G N A T I V S S O[C I E T A T I S] I E S[V] F[V N D A R O R]	フランシスコ会の紐帯(結び目5)で縁取りし、アーモンド形光背を纏い、両手を胸の前で合わせ、上向きの三日月の上に立つ聖母像。戴冠し、その上に星7つを配する。
II. 聖イグナチオ・デ・ロヨラと聖フランシスコ・ザビエル (青銅、楕円形、有鈕) 年代：1622年以降 情報源：CyM II	左が聖イグナチオ、右が聖フランシスコ・ザビエルの全身立像。両聖人はマントを羽織り、向かい合っている。左の聖人は開いた本を持ち、右の聖人は両手で心臓を示している。両者の間の上部から陽光が差す。銘：S I G N S F X R O M A	アーモンド形光背を纏い、両手を胸の前で合わせ、三日月の上に立つ聖母像。
III. 聖イグナチオ・デ・ロヨラと聖フランシスコ・ザビエル (青銅、楕円形、有鈕、本体29.2×23.4mm) 年代：1622年以降 情報源：CyM III	イエズス会修道服を着た両聖人の左横顔の胸像を重ねるように、そして光輪は奥をやや小さく描く。銘：S[ANCTVS] IGNAT[IVS] FVND[ATOR] S[ANCTVS] FRANC[ISCVS] XAVE[IVS]	全身の周囲に光背が輝き、下向きの三日月の上に立つ聖母像。銘：T O T A P V L C H R A E S T E T M A C V L A N O N E S T I N T E
IV. 1622年列聖の5聖人 (青銅、楕円形、有鈕、本体32×26mm) 年代：1622年以降 情報源：CyM IV	5聖人が横に並ぶ。左からアピラの聖テレジア、聖イグナチオ、聖イシドロ・ラブラドール、聖フランシスコ・ザビエル、聖フィリッポ・ネリ。IHSと刻まれた光輝く聖体を2天使が掲げている。	フランシスコ会の紐帯(結び目6)で縁取りし、アーモンド形光背を纏い、両手を胸の前で合わせ、上向きの三日月の上に立つ聖母像。頭上に星5つを配する。
V. イエズス会紋章 (青銅、楕円形、有鈕、本体25×19mm) 情報源：CyM V	中央部にHISのモノグラムを3本の釘の上に描き、さらにHの上に手から血が滴る磔刑のキリストを描く。この外側を二重楕円で描き、その間に連珠を配する。この線の外側に直線と波形の光線が取り囲み、その間の上下左右にケルビムを配する。	フランシスコ会の紐帯(結び目5)で縁取り、アーモンド形光背を纏い、両手を胸の前で合わせ、上向きの三日月の上に立つ聖母像。頭上に星7つを配する。

情報源：Cruces y Medallas (CyM) (2023年8月26日閲覧)

I : <https://www.cruces-medallas.com/t15263-beato-ignacio-de-loyola-inmaculada-concepcion-mr916?highlight=XVII+XVI+Inmaculada+Concepci%C3%B3n>

II : <https://www.cruces-medallas.com/t13527-san-ignacio-de-loyola-san-francisco-javier-inmaculada-concepcion?highlight=XVI+XVII+Inmaculada+Concepci%C3%B3n>

III : <https://www.cruces-medallas.com/t12520-santos-ignacio-loyola-y-francisco-javier-inmaculada-concepcion-mr603-r-m-sxvii-0472?highlight=Ignacio>

IV : <https://www.cruces-medallas.com/t14547-inmaculada-concepcion-cinco-santos-canonizados-en-1622-s-xvii?highlight=XVII+XVI+Inmaculada+Concepci%C3%B3n>

V : <https://www.cruces-medallas.com/t8861-medalla-inmaculada-concepcion-emblema-jesuita-r-m-sxvii-0296?highlight=Emblema+jesuita>

のうちに、元の汚れはあらざるなり」と解せる銘が刻まれている。1622年以降の製作である。

IVは1622年に列聖された5聖人が横一列に並び、Vにはイエズス会紋章が見られる。これら

の反対面にはIと基本的に同様の《無原罪の御宿り》が見られる。

5. 信心メダル《聖母子》の認識変更とその意義

現存する布教期の信心メダル図像のうち《聖母子》とされている図像の中に《無原罪の御宿り》と見做すべきものがある。ここでは既述の信心メダル《無原罪の御宿り》第I類との比較によって、それが《無原罪の御宿り》なのか《聖母子》なのかを検討することにした^{註22}。

1) 聖母立像 (第I類a)

東京国立博物館所蔵の列品番号C966の《キリストの磔刑(十字架上のキリスト)》と組む図像は《無原罪の聖母》であると同館編・発行の『東京国立博物館図版目録 キリシタン関係遺品篇(増補改訂版)』(東京国立博物館編2001、109・203頁)に記されている。しかし、同日録の旧版には《無原罪の聖母》ではなく《聖母子像》とある(東京国立博物館編1972、掲載番号370、148頁)。

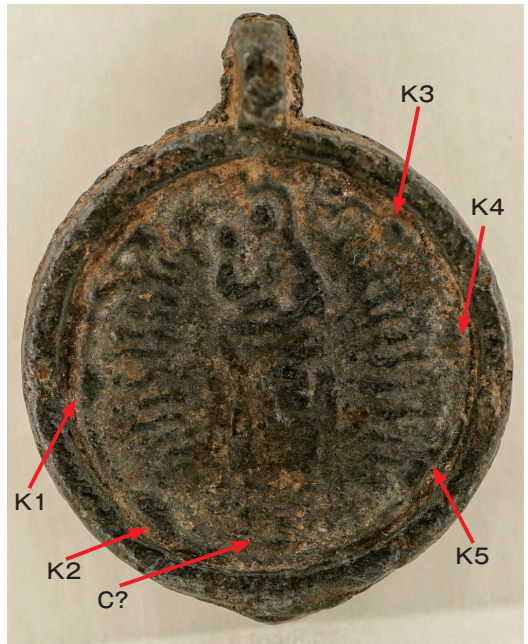
このメダルの写真図版を見ると円形で、《無原罪の聖母(御宿り)》とされる図像は聖母が右腕に幼子キリストを抱き、太陽すなわちアーモンド形光背を纏い、先端が上向きの三日月を踏み、それらを結び目で特徴づけられるフランシスコ会の縄帯が圍繞するものである。ただ、聖母の頭部およびその周囲の様相は鑄造後の穿孔によって欠損しているため、不明である。

このように東京国立博物館ではC966の片面の図像を遅くとも2001年に《聖母子像》から《無原罪の聖母》へと変更したのである。しかし、この図像と酷似・類似するものは島原旧教徒からの没収品(第1表A-1、第7・8図)や茨木市千提寺の個人蔵品(第1表A-2)にあるが、いずれも《聖母子像》とされている(今野2013、後藤2015)。島原旧教徒の信心メダルにはフランシスコ会の縄帯の結び目が5個、三日月の一部かと思われるものも見られる(第8図)。千提寺の信心メダルにもフランシスコ会の縄帯の結び目が4個、聖母の左足と縄帯の間に三日月の先端部と思われるものが認められる。

以上のように、日本ではこの像について《聖



《ヴェロニカの布/無原罪の御宿り》
本体の直径19mm 神戸市立博物館所蔵
第7図 《無原罪の御宿り》第I類a



《無原罪の御宿り》の縄帯の結び目と三日月
K: フランシスコ会の縄帯の結び目 C: 三日月
第8図 第7図右の縄帯結び目と三日月

母子像》あるいは《無原罪の聖母(御宿り)》とするものがあり、その認識が一致していないことがわかる。しかし、日本における布教期の信心メダルの種類は、世界各地に流布していた同時期の信心メダル全体から見れば限定的と考えられるから、この課題を乗り越えるためには、その発祥地であるヨーロッパまで対象範囲を広げて調べ、検討する必要がある。



《ヴェロニカの布/無原罪の御宿り》
直径20mm 大分県立埋蔵文化財センター所蔵
第9図 中世大友府内町跡出土の信心メダル



《無原罪の御宿り》の縄帯の結び目と三日月
K：フランシスコ会の縄帯の結び目 C：三日月
第10図 第9図右の縄帯結び目と三日月

西欧(スペイン)の17世紀の信心メダルに《天使聖体拝礼図》と組む聖母立像(第I類a)がある(第1表A-7)。周縁にフランシスコ会の縄帯は見られないものの、太陽(アーモンド形光背)を纏い、上向きの三日月を踏み、頭上に光輪と星7つを配する聖母立像である。そしてその外縁には銘が刻まれており、「M[ARIA] CONCEBIDA SIN P[ECADO] ORIGINAL」(「マリアは罪もなく原初の状態で受胎した」と読める。このことから、幼児キリストを抱く聖母立像のこのメダルは《無原罪の御宿り》であることが確認できる。

2) 座像・半身像(第I類b)

日本国内では中世大友府内町跡出土のメダル(第9図)が現在のところ、確認できる唯一のものである。このメダルは鉛と錫の合金であるが、その産地は特定されていない。直径は20mmである。年代は島津氏侵攻以前(1587年)(後藤2015)で、製作地は大友氏館前(大分市)の可能性が示唆されている(後藤2023)。

このメダルの図像は《ヴェロニカの布》と組み合わせることから、《聖母子像》よりも《ヴェロニカの布》が注目されてきた。そのためか《聖母子像》についての観察・検討は充分ではなかったところがある。これまでこの《聖母子像》については、「向かって左に若干前屈みになったマリアが立ち、右側には幼子のキリストが抱かれる。マリアの後ろには光背が描かれている」と説明されている(後藤2015)。

しかし、詳しく観察するとさらにフランシスコ会の縄帯の結び目と上向きの三日月が確認できる(第1表B-1、第10図)。結び目は4個(K1~4)あり、三日月は中央部が不明であるが、その左右は確認できる(C右・C左)。

この図像と酷似するメダルがヨーロッパ(スペイン)に1点ある(第1表B-5)。錫かピューター製で、その直径は2.1cmである。府内町跡出土の第9図と比較すると、全体として細かいところまで鋳出されており、製作年代は府内町跡出土品よりも相対的に古いと判断できる。

この他に類似した図像は6点あり、そのうち3点には銘がある(第1表B)。最も注目されるのはB-4で、そこには「BEATI VIRGO MARIA INMACULATA CONCEPCIO(聖母マリアの無原罪懐胎)」とあり、既述したB-7の銘と共にこの図像が《無原罪の御宿り》であると確認できる。ただ、B-3の銘は不明な箇所もあることから、その解釈は保留することにした。

このように府内町跡出土の第9図と類似する図像に《無原罪の御宿り》を意味する銘があることから、第9図の図像も《無原罪の御宿り》であると判断することができよう。

3) 図像認識変更の意義

日本に現存する布教期の《聖母子像》信心メダルと認識されてきた第1表A-1・2およびB-1は《無原罪の御宿り》であるとその認識を変更する必要があることを指摘した。それでは《聖母子像》から《無原罪の御宿り》への図像認識変更の意義は何であろうか。ここでは、まず《聖母子像》とする図像認識の要因を指摘し、つぎに《無原罪の御宿り》への認識変更の意義について考えてみたい。

(1) 《聖母子像》から《無原罪の御宿り》へ《無原罪の御宿り》への図像認識変更を妨げていた主因は聖母を圍繞するフランシスコ会の繩帯と考えられる。日本に最初にキリスト教を伝えたのは1549(天文8)年来日のエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルであり、フランシスコ会の来日布教は、その44年後の1593年である。後述するように日本布教をめぐる両修道会の対立が顕著であったことから、メダル図像に見られるフランシスコ会の繩帯とエズス会の関係を考えることを躊躇させた面があったことは否めない。

府内町跡出土の信心メダル(第9図)は1587年以前に国内で製作されたもので、フランシスコ会来日以前であることも、《無原罪の御宿り》への認識変更をためらわせる一因となったと考えられる。つまり《聖母子像》という認識であれば、エズス会との関係も問題なく説明できるからである。このことも反映してか《無原罪の御宿り》の図像説明で、聖母を圍繞する結び目のある繩帯に言及することも少ないようである。その中で、この繩帯をロザリオとの関係で理解しようとする考えが提示されている(今野2013)。しかし、再三にわたって言及したように、これはフランシスコ会の繩帯であり、ロザリオとの関係は考え難い。

(2) 図像認識変更の意義

フランシスコ会の繩帯で圍繞された幼子イエスを抱く《無原罪の御宿り》は、まずフランシスコ会との関りが強いことが考えられる。しかし、フランシスコ会だけとの関係に限定することはできない。それは1587年以前と考えられる

府内町跡出土のメダル(第9図)があるからである。1587年以前に日本で布教活動を展開していた修道会はエズス会だけであり、ヨーロッパでは府内町跡出土のメダルと酷似するメダルの存在が確認できる(第1表B-5)。このことからエズス会の宣教師によって、このメダルの原型となるメダルが齎されたと解することができる。

エズス会と「無原罪の御宿り」の信仰については既述したとおりであるが、日本における布教活動においても同様であったことは、1590年から1593年にかけてエズス会士ペドロ・ゴメスがコレジオの神学生のために著した『Compendium Catholicae Verutatis(カトリック教理要綱)』の中で「罪への傾向は受胎した瞬間に聖母マリアから消滅、排除された」とし「無原罪の御宿り」に言及していることからわかり、これは「エズス会員がそれぞれ共通認識として理解していたしるし」であると評価されている(片岡1997)。

「無原罪の御宿り」信仰を日本に最初に持ち込み、広めたのはエズス会であり、それはフランシスコ会来日以前のことであった。したがって《聖母子像》とされてきた《無原罪の御宿り》の信心メダルもエズス会士によって齎されたと考えることができるのである。

6. 布教期における修道会の対立の淵源と本質

信心メダル《無原罪の御宿り》を軸にフランシスコ会とエズス会の関りを見てきたが、そこからは両修道会の関係の深さは見出せても、軋轢・対立を読み取ることはできなかった。換言すれば「聖」的視点からは両修道会の対立は確認できなかったということである。

しかし、布教期の日本においてはエズス会とフランシスコ会を中心とする托鉢修道会の軋轢・対立が歴史的事実として存在した。修道会が社会的存在であることからすれば、世俗とは切り離せない。したがって「俗」的視点でこの対立を読み解く試みは有効であると考えられる。

布教期の日本で鍵となる「俗」的事項はポルトガルとスペインに関わるトルデシリャス条約と布教保護権であろう。そこで、まず両者について概観し、つぎに両国の東アジアにおけるトルデシリャス条約およびその後締結されたサラゴサ条約に対する認識を確認し、最後にこれらから生ずる課題に対する教皇庁の対応としての布教聖省の設置について見ることにしたい。

1) トルデシリャス条約

トルデシリャス条約は1494年6月7日にポルトガルとスペインによって締結された条約で、北極から南極に引いた子午線をデマルカシオン（分界線）として設定することによって、その東の非西洋世界で発見された、あるいは今後発見されるであろう島・土地はポルトガルに、同様にその西はスペインに帰属することを取り決めたものである。

(1) デマルカシオン設定の前提的な認識

ポルトガル王アルフォンソ5世に与えた教皇ニコラウス5世の1454年1月8日付勅書や教皇カリストゥス3世の1456年3月13日付勅書から明なように、ローマ教皇は「全世界を支配する者 (Dominus Totius Orbis)」として未知の陸地や島を勅書によって下賜または贈与できるという認識を持っていた（合田2007）。デマルカシオンはこのような認識を背景に設定されたのである

(2) 条約締結の契機

この条約締結の契機となったのはスペインの支援を受けたコロンブスの第1回航海の成功（1493年3月）である。コロンブスによる新発見地が、その帰属をめぐるポルトガル・スペイン間の論争を引き起こしたのである。この状況下でスペインは北極から南極に線を引き地球を二分する解決案を携えた使者をローマに派遣し、教皇庁に働きかけた。その結果、スペイン出身の教皇アレクサンデル6世がポルトガルの関知なく、スペイン向けに勅書5通を発布することとなった。その中の1493年5月4日付勅書はアゾーレス諸島とヴェルデ岬諸島^{註23}の西100レグアに北極と南極とを結ぶ線を引き、その西

および南に発見される島・陸地をスペイン領とするというものであった。

(3) 条約のデマルカシオン

トルデシリャス条約はアレクサンデル6世の勅書で基準としたアゾーレス諸島とヴェルデ岬諸島に経度差があったため、ポルトガルとスペインが直接交渉し、デマルカシオンを勅書よりも西に270レグア移動し、ヴェルデ岬諸島の西370レグアに設定したものである。スペインがデマルカシオンを西に移動することに同意した背景には、1493年9月6日付の勅書の存在がある。それには西方への航海で発見される土地の権利は「東方」であろうと「インド」であろうとスペイン国王のものであり、ポルトガルの土地でも実効的占有状態でなければスペイン国王にそれを支配する権限があると記してある（合田2007）^{註24}。

このデマルカシオンは条約締結日の翌日から10箇月以内に両国の専門家を乗せた船がカナリア諸島のグラン・カナリア島で会合し、両者合意の方法で測定を行い、それが島・本土上を通過する場合には、そこに連続して直線状に標識や塔を建立することになっていた^{註25}。しかし、これは実行されず、この諸島のどの島を起点とするかは明示されないままであった。

この諸島は9つの主要島から成り、しかも東端のボア・ビスタ島と西端のサント・アンタン島は約250km（経度で約2°20′）も離れている。したがって起点となる島の選択によって、デマルカシオンの位置は同緯度であれば最大約250kmずれることになる。この点から見てもデマルカシオンの位置は厳密なものではないことがわかる^{註26}。

(4) 条約の教皇認可と破棄

この条約は1506年1月24日付の教皇ユリウス2世の勅書によって認可され、南米におけるスペインとポルトガルの領土の境界を定めたマドリッド条約（1750年1月13日）によって境界線が引き直されるまで機能し続けた。

2) 布教保護権

中世、領主は自身が設立した教会の所有権と

任職権を有していたが、教皇アレクサンデル3世（在位1159～1181）はこれを廃止して保護権に変えた。それによって司教や修道院長などの聖職者の任職権は教会側に移り、領主は斡旋権（指名権）のみを有することとなったものの、保護者として建物の管理や聖職者の生活維持などの義務を負った（チースリク1988）。

この保護権制度を大航海時代のポルトガル・スペイン両国の海外布教に適用したのが布教保護権である（高瀬1993）。ポルトガル国王・スペイン国王は布教保護者として非キリスト教世界への布教に対する義務と権利を有した。具体的な義務として宣教師の派遣、司教座・教会・学校・病院などの設立と運営などがあり、権利として司教区の設置、司教区を統括する司教や司教区内聖職者の人物選択などがあった（チースリク1988）。この結果、海外事業—征服・植民・統治・貿易など—と一体となった布教は両国の関与、換言すれば俗権の関与のもとに進められることになったのである。

3) 東アジアにおける分界線の認識

トルデシリャス条約はヴェルデ岬諸島の西370レグアを分界の子午線としたが、その時点ではアメリカ大陸の存在は確認されておらず、大地が球体であることも実証されていなかった。しかし、アメリカゴ・ヴェスプッチは1503年頃に『新世界』を刊行し、大西洋の西の先にはアジアではなく新大陸が存在することを指摘した。1513年、バスコ・ヌーニェス・デ・バルボアがパナマ地峡を東から西に進み南の海（太平洋）に到達し、新大陸の存在が確認された。さらに1519年から1522年にマゼランのスペイン艦隊が西回りで世界周航に成功して、地球が球体であることが初めて実証された。このような新事実や新智識を背景にトルデシリャス条約で定められていなかった対蹠分界線が意識されるようになった。

ここではポルトガル・スペインが1529年4月23日に締結したサラゴサ条約について、その契機と背景、内容および両国の認識と評価について見ることにしたい。

(1) サラゴサ条約

①条約締結の契機と背景

西洋人が強い関心を寄せた香料の多くは南アジアが原産である。この内、モルッカ諸島は丁子、バンダ諸島は肉豆蔻の原産地として知られている。これを求めてポルトガルは1512年にマラッカから艦隊を派遣して両諸島に到達し、一方、スペインはマゼランの艦隊2隻が西回りで1521年にモルッカ諸島に寄港し、その1隻が1522年に帰帆した。

これを契機にポルトガルとスペインはモルッカ諸島の所有権や占有の現状の議論を1524年に国境の町バタホスとエルヴァスで行った（バタホス・エルヴァス会議）。ポルトガルは先着の事実を、一方スペインはトルデシリャス条約を根拠にモルッカ諸島の所有を主張したが、合意事項を得ることなく終わった（生田1998）。

その後、スペインは1525年と1527年にモルッカ諸島に艦隊を派遣し、ポルトガルに脅威を与えたが、太平洋帰航路探索の失敗が痛手となった。一方、ポルトガルはモルッカ諸島のテルナテ島に要塞を建設して丁子貿易の独占を狙ったが、マラッカとの往復に10箇月半から20箇月を要することなどが要因となり、劣勢に陥っていた（合田1992）。

ヨーロッパに目を転じると、神聖ローマ皇帝カール5世（スペイン国王カルロス1世）はフランスとの戦い、そして宗教改革やオスマン帝国からの圧力への対応などのために、巨額の負債を負い、財政難に苦しんでいた。またこれらに対応するためにポルトガルとの同盟が必要となった。一方、ポルトガルもブラジル海岸でのフランス人海賊の活動に苦しめられていた。このような状況下で両国の国王家は親戚となった。1525年にポルトガル国王ジョアン3世はカルロス1世の妹カタリナと、翌年にカルロス1世はポルトガル国王ジョアン3世の妹イザベルと結婚したのである（生田1998）。

このような契機と背景のもとでサラゴサ条約は締結された。

②条約の主な内容

条約の主な内容はジョアン・ロドリゲス

(1562～1634)が、その著『日本教会史』に記している(ロドリゲス1967)。それに基づき、ここではつぎのようにまとめた。

a. 神聖ローマ皇帝(スペイン国王)およびその後継者はポルトガル国王にモルッカ諸島について有すべきすべての権利を譲る。

b. ポルトガル国王は金と銀で35万クルザードを神聖ローマ皇帝(スペイン国王)に支払う。

c. 上記aおよびbの理由はスペイン国王がモルッカで土地・陸地およびそれらに接する海面を領有すると主張し、また領有し得ていたからである。

d. いかなる時でも、皇帝とその後継者が前述の金額を返還するならば、以前保有していた権利は皇帝の手中に帰する。

e. この権利を明確にするために極から極へ半円をなす直線(子午線)を引く。

f. この直線(子午線)はモルッカ諸島の東方297.5レグアに引き、この線上にヴェーラス諸島(マリアナ諸島)がある。

(2) 条約に対する両国の認識と日本への布教

サラゴサ条約に対する両国の認識には違いがあった。端的に言えば、ポルトガルはサラゴサ条約で引いた子午線をトルデシリャス条約の対蹠分界線としたのに対して、スペインはトルデシリャス条約の分界線を基本とし、その対蹠分界線はサラゴサ条約で引いた子午線よりも西側に位置するとした。この両国の認識の違いを瞥見し、つぎにこの違いが日本への布教にどのように影響したかについて教皇勅書を軸に見ることにしたい。

①ポルトガル・スペインの認識

ポルトガルの認識はジョアン・ロドリゲスの『日本教会史』に端的に見ることができる。ロドリゲスは第1巻第5章と「司教伝」第2章でサラゴサ条約をやや詳しく記している。その理由はこの条約によってポルトガル王国と王室の特権が日本に及んでいること、そして日本の教会はスペイン人やイエズス会以外の修道会が来るはるか以前にポルトガルが占有していたことを示すためであった(ロドリゲス1967、1970)。

一方、スペインはサラゴサ条約で引いた子午線は、上記dを根拠にトルデシリャス条約の対蹠分界線ではなく、それはマラッカを通過する経線であると考えていた。したがって、スペインはマラッカとモルッカ諸島の西端の間はスペインのデマルカシオンに入ると認識していたのである。このことから、サラゴサ条約によってポルトガルに譲渡されたのはモルッカ諸島とヴェーラス諸島(マリアナ諸島)を通る経線間だけであるとの認識であった(高瀬1971)。

②日本の布教保護権者

トルデシリャス条約の対蹠分界線の位置についての両国の認識の相違は日本の布教保護権の帰属にも大きな影響を与えた。16世紀第4四半期から17世紀初頭までの教皇勅書を見るとポルトガル国王を布教保護者とするイエズス会の独占的布教を認める内容からその制限を撤廃する内容へと変遷していることがわかる(第4表)。換言すれば日本の布教保護権者は当初ポルトガル国王だけであったが、その後ポルトガル国王・スペイン国王の二者になったということになる。したがってトルデシリャス条約とサラゴサ条約での取り決めは日本を含む東アジアでは機能せず、布教保護者間の対立の渦中に各修道会が置かれるという状況を生み出すことになったのである。

4) 布教聖省

植民地などでの各修道会の活動は、本来の福音宣教の枠を越えて布教保護者の国家利益に関わる範囲まで拡大し、その弊害が大きくなってきた。これを承けて教皇ピウス5世(在位1566～1572)は海外各地の宣教師と密接な連絡をとるため教皇使節を派遣しようとしたがスペイン国王の反対で実現できなかった。1599年には教皇クレメンス8世が教皇庁に布教聖省を設置して直接布教事業を運営しようとした。しかしスペイン国王は、布教保護権はポルトガル・スペイン両国王に与えられた永代権であるとして猛反対したため、1602年にこの試みを放棄した(青山1999)。

教皇グレゴリオ15世(在位1621～1623)は

第4表 日本布教に関係する教皇勅書

高橋2019、389～391頁を基に作成

教 皇	発 布	勅 書	内 容
グレゴリオ13世 在位：1572～1585	1575	大勅書Super specula militantis Ecclesiae	マカオ司教区の設置許可。同司教区の管轄域に日本も 含む
	1585	小勅書Ex pastoralis officio	イエズス会以外の修道士の日本で布教を厳禁
シクストゥス5世 在位：1585～1590	1586	小勅書Dum ad uberes fructus	フランシスコ会のフィリピン管区設置に伴い、東イン ド諸地域に同会修道士の居住と修道院の開設を許可
クレメンズ8世 在位：1592～1605	1600	小勅書Oner osa Apostolicae	修道会所属宣教師の日本布教は東インド経由で赴くこ と。西インド経由は禁止
パウロ5世 在位：1605～1621	1608	小勅書Sedis Apostolicae	グレゴリウス13世・クレメンズ8世の両詔勅の規定内 容を否定。日本への渡航経由条件・制限を撤廃

1622年に大勅書を発して教皇庁に布教聖省を設置した。その目的はプロテスタント主義が確立されていたすべての地域で信者を取り戻し、異教の地での宣教事業を効率的に進めるためであった（Guilday1921）。その結果、イベリア両国の布教保護権下で実施されていた海外の布教事業は布教聖省の管轄下に移行することになったのである。

1633年、教皇ウルバヌス8世は大勅書 Ex debito pastoralis officii を発布し、全カトリック修道会が、その渡航経由地を問わず日本へ布教渡航することを正式に認め、保障した。これによって日本の布教をめぐるイエズス会とフランシスコ会をはじめとする托鉢修道会の対立に終止符が打たれたのである。

しかし、慶長18（1614）年の江戸幕府による全国的な禁教令の施行で来日宣教師は激減し、1633年以降に来日した宣教師は、イエズス会が1637年に1名、1642年と1643年に各5名、ドミニコ会が1637年に4名の計15名に過ぎず、フランシスコ会は1632年の2名を最後に来日は途絶えていた（五野井2002）。したがって、教皇ウルバヌス8世の大勅書は当時の日本にとって、もはや実質的な意味を持つものではなかったといえる。

7. まとめ

盛岡大メダルの表裏図像の組合せの検討をとおして明らかになったのはつぎの8点である。

1. 盛岡大メダル《無原罪の御宿り》／ラ・ストルタのイグナチオ・デ・ロヨラの図像組合せは、イエズス会と「無原罪の御宿り」信仰の関係を検討した結果、全く矛盾がないことが確認できた。
2. 信心メダル《無原罪の御宿り》に見られる結び目のある紐は、結び目数が一定しない。絵画資料に見られるフランシスコ会の縄帯の結び目数も同様に一定していない。このことから信心メダル《無原罪の御宿り》に見られる結び目のある紐はフランシスコ会の縄帯と理解できる。
3. 信心メダル《無原罪の御宿り》に見られるフランシスコ会の縄帯はこの信仰を推進してきた同会との関りを反映しているものと考えられる。
4. 信心メダル《無原罪の御宿り》に見られるフランシスコ会の縄帯は同会との歴史的な関りの中で図像に組み入れられたもので、《無原罪の御宿り》の図像構成要素の一つに位置づけられ、特に同会との関係を強調するものではないと考えられる。
5. 布教期に来日したイエズス会とフランシスコ会を中心とする托鉢修道会の軋轢・対立の根本的な原因はスペイン・ポルトガルの両国王に付与された布教保護権とデマルカシオンにあると考えられる。
6. 布教保護権者の利益と対蹠分界線の確定は基本的には俗的な範疇に属し、聖的な範疇に属するものではないと考えられる。

7. ローマ教皇庁に1622年に設置された布教聖省は布教保護権者の関与なしに海外布教活動を展開することを目的とした組織で、俗権関与の弊害に対応するものであった。
8. 信心メダル図像の理解・解釈の基本は聖的な事項にあり、仮に俗的な事項が関わるとしても、それは副次的な位置に留まると考えられる。

本稿を執筆するにあたり、つぎの方々および機関から教示・協力をいただいた。記して感謝の意を表したい（敬称略）。

稲津貴久、遠藤栄一、後藤晃一、天草市立天草キリシタン館、大分県立埋蔵文化財センター、神戸市立博物館、日本二十六聖人記念館

註

1. フェルナンド・サイント・ヴァローナは16世紀から19世紀のヨーロッパの信心メダルの形態別本体寸法を概括している。それによれば、縦長楕円形の最大寸法は縦75mm×横52mm、最小は縦13mm×横10mmで、一般的には縦46mm～19mm、横41mm～15mmである（Varona2008, pp.32-34）。このことから、縦長楕円形メダルで縦70mm以上、横50mm以上であれば、「大型」と判断しても異論はないものと思われる。
2. 本稿では作品（絵画・彫刻など）の主題を《 》で示すことにする。
3. 以下、この三氏の文献は本文中では姓だけを表示し、発表年は省略することにする。
4. 大葛は享和3（1803）年の仮名付帳には浅岸村の枝村として記載されている（平凡社地方資料センター編1990）。1879（明治12）年に浅岸村は南岩手郡に、1897（明治30）年には北岩手郡と南岩手郡が統合され岩手郡となったことにより岩手郡に属した。さらに1941（昭和16）年に盛岡市に編入され、現在に至っている。したがって、大型メダル発見時の大葛は盛岡市に属していたことになる。
5. 大葛川は中津川の北を西流し、1974（昭和49）年の綱取ダム着工以前は、現在の綱取大橋付近で中津川と合流していた。このことから、大葛川は中津川の支流の一つだったといえる。
6. 後述する天草市立天草キリシタン館所蔵の同型の大型メダルの銘によって確認できる。
7. 註6に同じ。
8. 本来、突起は着用者の衣服に取り付けるためのものであるが、装飾的な場合もある。スペインでは一般にpiolinoと呼ばれているが、boquilla, perno, pezón, pezuelo, pivoteなどとも呼ばれている（Varona2008, p.686）。
9. 天草市観光文化部文化課稲津貴久氏のご教示による。
10. 盛岡および天草大メダルとの顕著な違いは、三日月の下にケルビム（智天使）の頭部が表現されることと聖母の周囲を取り囲む縄帯の結び目の数が異なることである。
11. <https://ceres.mcu.es/pages/Viewer?accion=4&AMuseo=MLGM&Ninv=01883>（2023年8月1日閲覧）。Inventario（目録番号）01883である。
12. 以下、Varona, 2008については、引用が多くなるため、発行年を省略し、頁を記す。
13. 『日本二十六聖人記念館所蔵品カタログ』（河村2017）の94頁に鈕付き方形プラケットが横並びに3点掲載されている。その中央のプラケットはカタログでは《聖ドミンゴ》と記されているが、これにはS・Iの銘があり、SはSanctus、IはIacinctvsの各頭文字と解せるから、《聖ヒュアキントゥス》と考えられる。聖ヒュアキントゥスはポーランド出身のドミニコ会士で、1594年に列聖された。なお、この方形プラケットのシリーズには、この外に《聖ヒュアキントゥス》と同様のドミニコ会修道服を着た《聖ドミニクス》と《聖トマス・アクィナス》もある。前者は、右手に書物、左手にキリスト磔刑像をもち、左側に松明をくわえた犬をレリーフで表現しており、これらのアトリビュートから人物の特定が可能である。後者は左手に百合、右手に書物をもち、S・Tの銘がある。SはSanctus、TはThomasの頭文字と解せ、これによって人物の特定ができる（Weber1975）。
14. 「はじめに」に本書第二部は矢崎1953に対応すると記されているので、ここでは矢崎1953と同列に扱う。
15. ムリーリョの《無原罪の御宿り》を主題とした作品は、現在20点ほど遺っている（宮下2021）。
16. <https://stfrancis.clas.asu.edu/article/knots-franciscan-cord>（2023年8月14日閲覧）
17. パチェーコは「フランシスコ会の求めにより教皇レオ10世が祝福を授けたメダル」があると記している（AHAEL編・訳113頁）。しかし、同教皇の在位期間（1513～1521）に合致するメダルは現在のところ確認されていない。
18. <https://www.cruces-medallas.com/t12190-san-ignacio-en-la-vision-de-la-storta-s-francisco-javier->

- muerte-r-m-sxvii-o466?highlight=La+Storta (2023年8月19日閲覧)
19. <https://www.cruces-medallas.com/tl4624-salvator-mundi-inmaculada-concepcion-mr836?highlight=Salvator+Mundi+Inmaculada+Concepcion> (2023年8月23日閲覧)
20. <https://www.cruces-medallas.com/t13796-santafaz-inmaculada-concepcion-mr747-r-m-sxvii-c25?highlight=Santa+Faz> (2023年8月23日閲覧)
21. アシュモレアン博物館の解説では作者・出版者をアントニウス・ヴィーリクス2世(1555/1559～1604)としているが、イグナチオに聖母・聖フランシスコと同様の光輪が画かれていることから、列聖(1622年)後の作品と考えられる。このことから作者・出版者はヴィーリクス2世の息子ヴィーリクス3世とするのが適切であろう。なお、アシュモレアン博物館の当該作品の解説のURLはつぎのとおりである。https://collections.ashmolean.org/collection/search/per_page/25/offset/0/sort_by/relevance/object/43945 (2023年8月25日閲覧)
22. 後藤晃一氏と情報および意見の交換をしながら検討を進めた。
23. 現在のカーボベルデ共和国(1975年にポルトガルから独立)である。
24. ただ、スペインにとって有利なこの勅書は1514年11月3日付でポルトガル向けに発布した教皇レオ10世の勅書で対等なものとなった。それは、この勅書によってポルトガルは大西洋の分界線から東に向けて無限の「発見」と「先占」の権利が与えられたからである(会田2007)。
25. トルデシリャス条約の英訳'Treaty between Spain and Portugal concluded at Tordesillas; June 7, 1494.'による。https://avalon.law.yale.edu/15th_century/mod001.asp (2023年9月21日閲覧)
26. この他にスペインとポルトガルでは単位のレグアの長さが異なっていた(井沢1977)。さらに経度の測定という技術的な問題もあった。この問題は船上で使用できる正確な時計—クロノメーター—の開発によって解決されたが、それは18世紀後半に入ってからのものであった(伊東1967)。
- 研究会 829～864頁
- 会田昌史 2007 「未征服地分配の言説—レコンキスタから世界分割へ—」『史林』第90号第1号 史学研究会 92～122頁
- 青山玄 1999 「葡西のアジア進出」『日本史小百科 キリシタン』東京堂出版 28～31頁
- 生田滋 1998 『大航海時代とモルッカ諸島』中央公論社 161～162頁、186～189頁
- イグナチオ・デ・ロヨラ(門脇佳吉訳・註) 2000 『ある巡礼者の物語—イグナチオ・デ・ロヨラ自叙伝—』岩波書店 199頁
- 井沢実 1977 『大航海時代夜話』岩波書店 49頁
- 伊東俊太郎 1967 「経緯度の測定について」『日本教会史』上 岩波書店 641～645頁
- 岩波書店編集部編 1954 『聖母マリア(岩波写真文庫131)』岩波書店 52頁
- 河村規子 2017 『日本二十六聖人記念館所蔵品カタログ』日本二十六聖人記念館 94頁
- 今野春樹 2013 『キリシタン考古学—キリシタン遺跡を掘る—』ニューサイエンス社 88、89、92、93、108頁
- インモース、トーマス(円子修平訳) 1957 「大葛メダイの考察—南部藩切支丹史の尊い資料—」『岩手日報』昭和32年2月25日 岩手日報社
- 片岡瑠美子 1997 「日本におけるImmaculata Conceptio Mariae 崇敬の史的考察」『純心人文研究』第3号 長崎純心大学人文学部 67～83頁
- 後藤晃一 2015 『キリシタン遺物の考古学的研究—布教期におけるキリシタン遺物流入のプロセス—』溪水社 142、269、282、284頁
- 後藤晃一 2023 「信心具製作からみた豊後府内と長崎—宗麟の館前で作られた分銅とメダイ—」『キリシタン街道がつなぐ豊後府内と長崎—考古資料と文献資料の最新の研究!—』大分県立埋蔵文化財センター 18～22頁
- 五野井隆史 2002 「キリシタン宣教師についての覚書—宣教師についての数的考察—」『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館 321～373頁
- 高瀬弘一郎 1971 「大航海時代イベリア両国の世界二分割征服論と日本」『思想』1971年第10号 岩波書店 75～97頁
- 高瀬弘一郎 1993 『キリシタンの世紀—ザビエル渡日から「鎖国」まで—』岩波書店 11～21頁
- チースリク、フーベルト 1988 「ふきょうほごけん布教保護権」『日本キリスト教歴史大事典』教文館 1199頁

引用文献

- 会田昌史 1992 「世界分割の科学と政治—『モルッカ問題』—をめぐって」『史林』第75巻第6号 史学

- 東京国立博物館編 1972 『東京国立博物館図版目録—キリシタン関係遺品篇』東京美術 掲載番号370、148頁
- 東京国立博物館編 2001 『東京国立博物館図版目録—キリシタン関係遺品篇（増補改訂版）』東京国立博物館 117、211頁
- スペイン・ラテンアメリカ美術史研究会編・訳 2019 『フランシスコ・パチェーコ著「絵画芸術」—三書概要・抄訳、図像編全訳、論考—』スペイン・ラテンアメリカ美術史研究会
- 平田豊弘 2021 「メダリオン」『天正遣欧少年使節と南蛮文化』天草市立天草キリシタン館 13頁
- 平凡社地域資料センター編 1990 『岩手県の地名』平凡社 527頁
- ホール、ジェイムズ（高橋達史他7名訳）1988 『西洋美術解説事典—絵画・彫刻における主題と象徴—』河出書房新社 285頁
- 松原典子 2009 「むげんざいのおんやどり 無原罪の御宿り」『新カトリック大事典』第4巻 研究社 929～930頁
- 宮下規久朗 2021 『聖母の美術全史—信仰を育んだイメージ—』筑摩書房 226頁
- 矢崎美盛 1953 『アヴェマリア—マリアの美術—』岩波書店 187～252頁、
- 柳谷武夫 1959 「最近二年間に於けるキリシタン研究の動向とその文献」『キリシタン研究』第5輯 吉川弘文館 237頁および図版
- 吉川保正 1953 「大葛発見切支丹メダルについて」『奥羽史談』第3巻第3號 奥羽史談會
- ロドリゲス、ジョアン（佐藤康彦・浜口乃二雄・土井忠生訳）1967 『日本教会史』上 岩波書店 207～208頁
- ロドリゲス、ジョアン（池上岑夫・佐藤康彦・長南実・浜口乃二雄・伊東俊太郎・土井忠生訳）1970 『日本教会史』下 岩波書店 654～655頁
- 魯禎玟 2011 「銅・鉛・ガラス製品からみた日本・韓国と東南アジア地域との歴史時代の交流—鉛同位体比分析を通して—」別府大学博士論文 55頁 <http://repo.beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=k073923>（2023年8月1日閲覧）
- Aymami, Teresa. 2014, 'Recopilacion medallas San Francisco de Asis. Notas iconográficas' <https://www.cruces-medallas.com/t9054-recopilacion-medallas-san-francisco-de-asis>（2023年8月22日閲覧）
- Bowman, Hayley R., 2015, *THE CHURCH DIVIDED: THE DOMINICANS, FRANCISCANS, AND JESUITS AND THE IMMACULATE CONCEPTION CONTROVERSY IN SEVENTEENTH-CENTURY SPAIN*, Purdue University, pp.27-30. https://docs.lib.purdue.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2238&context=open_access_theses（2023年8月27日閲覧）
- Guilday, Peter, 1921, "The Sacred Congregation de Propaganda Fide (1622-1922)", *The Catholic Historical Review*, Jan., Vol. 6, No. 4, Catholic University of America Press, pp. 478-494
- Letter, P. De, 1954, "The Immaculate Conception and The Society of Jesus", *WODSTOCK LETTERS*, Vol. LXXXIII, No. 4 Woodstock College Press, pp. 365-401.
- Leturia, Pedro de. 1957, (reissue,2021), 'Aspetti francescani in sant' Ignazio di Loyola (Franciscan Influences on Saint Ignatius of Loyola)', *La civiltà cattolica*, Volume 172, pp. 176-181. <https://www.laciviltacattolica.com/franciscan-influences-on-saint-ignatius-of-loyola/>（2023年8月24日閲覧）
- Varona, Fernando Sainz. 2008, *LA MEDALLA DE DEVOCIÓN EN EUROPA ENTRE LOS SIGLOS XVI Y XIX*, https://www.cruces-medallas.com/t10112-la-medalla-de-devocion-en-europa-entre-los-siglos-xvi-y-xix-por-fernando-sainz-varona#google_vignette（2023年8月1日閲覧）。
- Weber, Ingrid. 1975, *Deutch, Niederländisch und Französische Renaissanceplaketten/1500-1650*. Graphische Kunstanstalten, Textband Tafel 296(1041.6), Tafel 297(1041.7), p.411, Bildband Tafel 296(1041.6), Tafel 297(1041.7)